

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	25	担当課	生涯学習課
1 事業名	企画展開催事業（郷土資料館事業）		
2 総括評価 今後の課題	企画展を開催し新しい情報発信を行うことは、住民のみなさんへ東浦町の歴史や文化財への関心や親しみを持ってもらえるきっかけづくりとして大切です。一方で、より多くの方に来館してもらえるよう、展示内容やPR方法の工夫が必要であるため、企画展開催時にアンケートを実施して展示内容の満足度・希望する企画展及び企画展を知った方法等を調査し、よりよいものにしていきます。なお、平成29年度に旧指定文化財であった乾坤院関連資料の複製・模型等の展示品作製事業で作製した展示品を、平成30年度に実施する常設展示替え事業に併せてそれらを常設展示する予定です。		
3 事業の背景	郷土の歴史や文化財を紹介する施設として、また、埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究の拠点として郷土資料館は平成11年に開館しました。常設展示だけでは紹介できない資料等を公開するため企画展を開催してきました。		
4 事業の目的	企画展を開催することにより、新しい情報発信を行い、収集資料の活用と入館者の増加を図ります。併せて、住民のみなさんに東浦町の歴史や文化財への関心や親しみを高めるとともに、郷土に対する愛着を持ってもらえるきっかけとします。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	於大まつりの春と産業まつりの秋に合わせて、年2回開催しました。合わせて、年4回ミニ企画展を開催しました。 <郷土資料館の利用案内> 開館時間：午前9時～午後5時 休館日：毎週月曜日、12月28日～1月4日 入館料：無料 <平成29年度実施状況> 春の企画展 期間：4月15日（土）～5月28日（日） 内容：「東浦の産業と発展 一戦後昭和を中心に一」 戦後昭和時代の東浦の農業・工業・商業の発展を、写真や当時使用したモノで展示紹介 入館者数：3,014人 秋の企画展 期間：10月21日（土）～11月26日（日） 内容：「ちょっと昔のくらしの道具」 おじいちゃん・おばあちゃんは「使っていた、なつかしい」、お父さん・お母さん「こんな道具見たことがある」、子どもは「新発見！こんなあったんだ」。三世代楽しめる、明治～昭和のくらしの道具を展示紹介 入館者数：2,525人 ミニ企画展 「鉱物の魅力って なんだろう」6/10～8/27 「生路村の新田開発ーある開発者の試みとその顛末ー」9/9～10/8 「レコード展ー流行歌と昭和の記憶ー」12/9～1/21 「ひなまつり展」2/1～3/31		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	<平成27年度> 春の企画展「武豊線電化 鉄道展」入館者数6,542人 秋の企画展「戦争と平和展」入館者数2,503人 <平成28年度> 春の企画展「東浦の社寺宝物展」入館者数2,850人 秋の企画展「八巻古窯と中世常滑焼の名品」入館者数2,797人 <平成29年度> 春の企画展「東浦の産業と発展 一戦後昭和を中心に一」入館者数3,014人 秋の企画展「ちょっと昔のくらしの道具」入館者数2,525人		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			4,250	6,051	対前年比(%)	3,928	対前年比(%)	5,576	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	委託料	996	1,535	154.1%	842	54.9%	1,400	166.3%			
		印刷製本費	262	242	92.4%	305	126.0%	480	157.4%			
			0	0	0	0	0	0	0			
		その他	0	0	0	0	0	0	0			
		合 計	1,258	1,777	141.3%	1,147	64.5%	1,880	163.9%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部		○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い		普通				低い
			③事業効果が高い。			○ 高い		普通				低い
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当		改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。					改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。			○ 適切		改善の余地あり				
12 評価の理由			② 町に残る民俗資料や歴史的価値のある資料を収集・保存していくことは、町として当然です。民俗資料は、家屋の解体等に伴い消滅するため行政の関与が必要です。									
			③ 普段は見られない資料を借用して展示紹介し、実際に接する機会を提供することは大切です。									
			④ 資料館の展示スペースを有効利用して実施しているため、展示会場の設営・展示資料の点数等は妥当です。									
			⑤ 多くの方に気軽に見ていただきたいため、観覧料は無料で実施しています。なお、規模や展示点点数が多い資料館等は観覧料を徴収していますが、近隣市町の同規模の資料館等でも観覧料無料で実施しているため、観覧料無料は妥当と考えます。									
			⑥ 常設展示のみではなく、企画展開催により時季やテーマに沿った展示をすることができ、適切です。									
13 事業を		拡大した場合	より充実した内容の展示物を集めることができ、質の高い企画展が実施できます。そのためには、専門の職員の増員が必要です。									
		縮小・廃止した場合	住民のみなさんが東浦町の歴史や文化財に接する機会がなくなります。									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	26	担当課	生涯学習課
1 事業名	講座開催事業（郷土資料館事業）		
2 総括評価 今後の課題	講座を開催し、地元東浦町でしか手に入れない情報の発信を行うことは、住民のみなさんの学習意欲や好奇心を満たすためには大切です。一方で、多くの方に参加してもらえるよう子どもや若い世代にも興味を持ってもらえる講座内容や開催日時の検討をしています。特に、子どもが資料館に足を運ぶことが少なく、子ども向けの教室に参加してもらえるよう工夫することが課題です。また、人気の講座については、文化センターなど多くの人が参加できる広い会場で行うことも検討します。		
3 事業の背景	郷土資料館での常設展示や企画展の実施だけではなく、東浦の歴史や文化財の情報発信を行い、郷土の歴史や文化を伝える学習機会を提供するため、講座・教室を開催しています。		
4 事業の目的	住民のみなさんが郷土を知るための施設として、東浦町の歴史や文化財に関する講座・教室を開催し、東浦町についての興味や学習意欲を高め、併せて、住民のみなさんへ東浦町の歴史や文化財への関心や親しみを深め、郷土に対する愛着を持ってもらうことを目的とします。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第3条、教育基本法第12条、愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	文化センター講座・地区コミュニティセンター講座事業		
7 具体的な 実施内容	年間を通じて、東浦町の歴史や文化財に関する講座を開催しました。また、資料館に設置されている陶芸棟を活用して、陶芸教室も開催しました。 周知方法：広報ひがしうら、町ホームページ、ポスター、チラシ 申し込み：資料館窓口 ＜平成29年度実施状況＞ 歴史関係講座 8講座 講座名：歴史講座「東浦のまちの移り変わり 農業から商工業へ」（定員35名受講者22名） 歴史探訪講座（定員35名受講者23名） 水野氏講座（定員35名受講者35名） 古文書教室初夏・冬（定員30名×2回受講者57名） 古代の塩づくり体験教室（定員20名受講者20名） 子ども昔体験教室（定員20名受講者10名） 親子遺跡発掘体験教室（定員20名受講者18名） 定員数：225名 受講者数：185名 受講者負担額：歴史講座600円、歴史探訪講座2,200円、水野氏講座600円 古文書教室1,200円、古代の塩作り体験教室300円 陶芸関係講座 5講座 講座名：四季の陶芸教室春・秋・晩秋・冬（定員各教室20名受講者68名） 陶芸干支作り教室（定員15名受講者8名） 受講者負担額：陶芸教室4,800円、陶芸干支作り教室 大人1,800円・子ども1,200円		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	講座開催数・受講数 ＜平成27年度＞13講座（61回）・受講者数292名（定員350名） ＜平成28年度＞12講座（59回）・受講者数252名（定員300名） ＜平成29年度＞13講座（60回）・受講者数261名（定員320名）		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			2,624	3,626	対前年比(%)	2,598	対前年比(%)	2,968	対前年比(%)			
支 出	事業費	報償費	719	698	97.1%	748	107.2%	841	112.4%			
			0	0	0	0	0	0	0			
			0	0	0	0	0	0	0			
		その他	0	0	0	0	0	0	0			
		合 計	719	698	97.1%	748	107.2%	841	112.4%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部		○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い		普通		低い		
			③事業効果が高い。			○ 高い		普通		低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当		○ 改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当		改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。			○ 適切		改善の余地あり				
12 評価の理由			② 東浦町の歴史や文化財の情報は個人においても調べることは可能ですが、町として情報提供に努めることは重要です。									
			③ 全国的には取り上げられない、地元でしか聞くことができない東浦町の歴史や文化財に関する情報を入手できる貴重な機会です。									
			④ 講座内容・講座数の見直しを毎年実施しており、妥当です。									
			⑤ 講師料から受講料を算定（大人4分の3・子ども2分の1負担）しており、受益者負担は妥当です。教材費は実費負担です。									
			⑥ 専門の講師による生の声に直接その場で接することができ、併せて、資料館に足を運んでもらえるための手法は適切です。									
13 事業を		拡大した場合	幅広い年代の住民のみなさんへ東浦町の歴史や文化財に接する機会を増やすこととなります。									
		縮小・廃止した場合	住民のみなさんが東浦町の歴史や文化財に接する機会がなくなります。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	27	担当課	生涯学習課																					
1 事業名	文化財保護事業																							
2 総括評価 今後の課題	東浦町文化財保護審議会を定期的に開催し、既存の文化財等の保護や新たに指定等の審議を行っています。また、現地に高札形の説明版を設置することにより、東浦町の歴史や文化財等をそのものがある場所で周知することができ、資料等を持ち合わせていない人にも広く周知することができています。身近にある文化財に触れることの積み重ねが、文化財保護の意識の高まりにつながります。反面、案内板の建てられる場所が限られているため、見学者を文化財等の場所まで案内することが難しく、分かり易い案内方法について検討が必要です。また、案内板のデザイン等を景観にあったデザインや町全体の統一デザインの中で考えていくことも必要です。																							
3 事業の背景	東浦町内には、今も歴史あるものが残り、伝わっています。しかしそれらは、説明がないと歴史的価値が伝わりにくく、多くのみなさんに知ってもらうことができません。歴史あるものが日々の生活の身近にあることを知ってもらい、文化財に対する理解へつなげます。																							
4 事業の目的	東浦町内には、国、県、町指定の文化財が33点（有形文化財・民俗文化財・史跡・天然記念物）あります。それらは東浦固有のものとして東浦らしさを物語る一つであるため、保存し後世に伝えます。 また、指定文化財以外にも東浦町内には日々の暮らしの身近なところにも歴史あるものが残されています。それらの文化財を多くのみなさんに知ってもらうことが、文化財の保護につながるため、文化財説明板等の設置を行っています。																							
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	東浦町文化財保護条例、愛知県文化財保護条例、文化財保護法第182条第2項																							
6 関連事業	—																							
7 具体的な 実施内容	<東浦町文化財保護審議会> 年3回実施 審議会委員7名 第1回（平成29年5月24日）：28年度事業実績、29年度事業計画について 第2回（平成29年9月21日）：天白遺跡発掘調査について 第3回（平成29年12月5日）：町内文化財視察 <文化財説明板・案内板の設置> 文化財が所在する場所に、文化財の概要を記した高札形の説明板や文化財の場所へ誘導する案内板を設置しています。あわせて、年数が経ってきたものについては、文字板の張替えや柱の塗装等の修繕をしています。（東浦町内の指定文化財数：国指定1点、県指定7点、町指定25点 合計33点） 説明板・案内板設置数（平成30年5月1日現在）地区別指定文化財数 <table><tr><td>森岡地区</td><td>11基（説明板9・案内板2）</td><td>町指定5点</td></tr><tr><td>緒川地区</td><td>21基（説明板17・案内板4）</td><td>国指定1点、県指定5点、町指定10点</td></tr><tr><td>新田地区</td><td>3基（説明板3）</td><td></td></tr><tr><td>石浜地区</td><td>8基（説明板6・案内板2）</td><td>町指定2点</td></tr><tr><td>生路地区</td><td>5基（説明板4・案内板1）</td><td>町指定3点</td></tr><tr><td>藤江地区</td><td>11基（説明板8・案内板3）</td><td>県指定1点、町指定4点</td></tr><tr><td>合計</td><td>59基</td><td></td></tr></table> ※指定文化財のうち町内で輪番により行われている虫供養行事については、説明板・案内板を設置していません。			森岡地区	11基（説明板9・案内板2）	町指定5点	緒川地区	21基（説明板17・案内板4）	国指定1点、県指定5点、町指定10点	新田地区	3基（説明板3）		石浜地区	8基（説明板6・案内板2）	町指定2点	生路地区	5基（説明板4・案内板1）	町指定3点	藤江地区	11基（説明板8・案内板3）	県指定1点、町指定4点	合計	59基	
森岡地区	11基（説明板9・案内板2）	町指定5点																						
緒川地区	21基（説明板17・案内板4）	国指定1点、県指定5点、町指定10点																						
新田地区	3基（説明板3）																							
石浜地区	8基（説明板6・案内板2）	町指定2点																						
生路地区	5基（説明板4・案内板1）	町指定3点																						
藤江地区	11基（説明板8・案内板3）	県指定1点、町指定4点																						
合計	59基																							
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	修繕件数・金額 <平成27年度> 案内板1基 59,238円 <平成28年度> 説明板3基 139,968円、案内板4基 68,364円 合計208,332円 <平成29年度> 説明板4基 97,200円、案内板1基 3,780円 合計100,980円																							
9 特記事項	—																							

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算				
			581	1,077	対前年比(%)	833	対前年比(%)	1,511	対前年比(%)				
支 出	事 業 費	需用費	59	208	352.5%	101	48.6%	354	350.5%				
		報酬	60	125	208.3%	90	72.0%	140	155.6%				
			0	0	0	0	0	0	0				
		その他	0	0	0	0	0	0	0				
		合 計	119	333	279.8%	191	57.4%	494	258.6%				
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部		○	いいえ		
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い		普通		低い			
			③事業効果が高い。			○ 高い		普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当		改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当		改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			○ 適切		改善の余地あり					
12 評価の理由			② 町として、文化財や伝統行事を後世に伝えるため支援をする必要があります。また、神社・道路・公共用地等への説明板の設置は、個人では難しいです。										
			③ 文化財等の説明・周知を目に見える形でその場で行えるため、効果が高いです。										
			④ 計画的に修繕や設置を行う必要があります。										
			⑤ 受益者負担はありません。										
			⑥ 現在の高札形の説明板は、狭い場所への設置が可能で、年数がたっても文字盤の張替えで対応でき修繕費用が少額で済み維持管理面においても負担にならず、適切です。										
13 事業を		拡大した場合	大きいものやデザインに凝った説明板の場合、内容を多く盛り込むことが可能になります。一方、維持管理に費用がかかる可能性があります。										
		縮小・廃止した場合	身近に東浦の歴史や文化財等に触れる機会がなくなる可能性があります。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止		

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	28	担当課	生涯学習課																
1 事業名	郷土資料館維持管理事業																		
2 総括評価 今後の課題	法定点検以外の自主点検を実施し施設や設備を管理することにより、計画的な更新や修繕を行い、利用者への利便性や快適な環境での学習を進めます。また、このことが施設等の長寿命化につながります。併せて、文化財等を適切に保管することで、住民が郷土の歴史・文化を理解する機会が増え、郷土への誇りを向上させることにつながります。なお、今後、増加していく貴重な資料を保管する場所が不足してくるため、保管方法も含めて検討をしていきます。																		
3 事業の背景	郷土資料館で保存している文化財等は、東浦町の歴史を物語る貴重な資料であるため、適正に維持管理し、後世に継承する必要があります。また、それらの資料を展示し、多くの方々に見ていただけるよう、資料館の設備や機能についても適正に保守管理する必要があります。																		
4 事業の目的	郷土資料館の施設及び設備の機能を維持し利用者の利便性や快適性を損なわないように、法定点検や自主点検を実施し点検等の結果により適切な維持管理、修繕、更新を行います。 あわせて、所蔵する文化財等を保存していくため、虫・カビ駆除のくん蒸や資料の保管管理を適切に行います。																		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—																		
6 関連事業	—																		
7 具体的な 実施内容	<施設保守委託費> 消防用設備保守点検：29,522円 防犯警備：67,392円 日常清掃：1,010,938円 定期清掃：106,920円 電気施設保守点検：89,344円 エレベーター保守点検：422,496円 空調設備保守：216,864円 植栽等維持管理：111,240円 空調機フィルター洗浄：81,000円 収蔵資料くん蒸：604,800円 <光熱水費> 電気料金：1,085,048円 ガス料金：380,952円 水道料金：131,983円																		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	<table> <tr> <td>維持管理費</td><td>光熱水費</td><td>保守委託費</td><td>工事費</td></tr> <tr> <td><平成27年度></td><td>1,603,739円</td><td>2,726,240円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td><平成28年度></td><td>1,426,076円</td><td>2,716,536円</td><td>2,704,320円</td></tr> <tr> <td><平成29年度></td><td>1,597,983円</td><td>2,740,516円</td><td>0円</td></tr> </table>			維持管理費	光熱水費	保守委託費	工事費	<平成27年度>	1,603,739円	2,726,240円	0円	<平成28年度>	1,426,076円	2,716,536円	2,704,320円	<平成29年度>	1,597,983円	2,740,516円	0円
維持管理費	光熱水費	保守委託費	工事費																
<平成27年度>	1,603,739円	2,726,240円	0円																
<平成28年度>	1,426,076円	2,716,536円	2,704,320円																
<平成29年度>	1,597,983円	2,740,516円	0円																
9 特記事項	—																		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			6,855		10,485	対前年比(%)	6,206	対前年比(%)	6,695	対前年比(%)		
支 出	事 業 費	委託料	2,726		2,717	99.7%	2,741	100.9%	2,948	107.6%		
		光熱水費	1,604		1,426	88.9%	1,598	112.1%	1,507	94.3%		
		工事請負費	0		2,704	0	0	0.0%	0	0		
		その他	0		0	0	0	0	0	0		
		合 計	4,330		6,847	158.1%	4,339	63.4%	4,455	102.7%		
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。				すべて	○	一部		いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。				○	高い		普通		低い
			③事業効果が高い。				○	高い		普通		低い
			④事業範囲・規模は妥当である。				○	妥当		改善の余地あり		
			⑤受益者負担は妥当である。					妥当		改善の余地あり		
			⑥手法は適切である。				○	適切		改善の余地あり		
12 評価の理由			② 施設や設備の管理は設置者の責任で行う必要があります。また、町として文化財等の歴史的遺産を適切に保管することは必要です。									
			③ 点検等行うことにより、計画的、経済的に修繕、改修を行うことができます。また、適正な環境で展示品を保管し展示できています。									
			④ 展示・収蔵する資料数の増減により事業範囲や規模を変更しており妥当です。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 法定点検や主要な設備においては、専門的知識や技術を持つ者に委託し、その他は職員による日常点検としています。また、展示・収蔵する資料内容では、適切です。									
13 事業を		拡大した場合	施設や設備を、より詳細に点検することができ、定期的な修繕を行うことでより長い期間使用することができます。また、より多くの資料を適切に保管し、快適な環境の中で来館者が鑑賞することができます。一方、管理に費用がかかる可能性があります。									
		縮小・廃止した場合	適切に施設の維持管理することができなくなり、老朽化を進行させ、突然故障する等一時的に多額の経費を必要とする可能性があります。また、適切に資料を管理することができなくなり、虫食いなどの被害を受ける恐れがあります。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	29	担当課	生涯学習課
1 事業名	文化財の紹介・活用事業		
2 総括評価 今後の課題	住民のみなさんや他市町の人に東浦の文化財を知っていただくのに、ふるさとガイドボランティアからの直接の説明があることにより、東浦の歴史や文化の魅力をより深く伝えることが可能です。 養成講座を開催し、ふるさとガイドボランティアを育成していくことは、郷土の歴史や文化を案内するために必要です。一方で、ふるさとガイドボランティアの会員の高齢化が課題となっており、継続してボランティアを育成するために、より多くの方が、興味をもってもらえる講義内容や参加しやすい開催日時を検討していきます。		
3 事業の背景	郷土資料館講座「ふるさとガイドボランティア養成講座」の受講者が中心となって、住民や観光客に郷土の歴史や文化の魅力を伝えるとともに、ガイド自身の生きがいづくりのため、平成21年に「東浦町ふるさとガイド協会」が設立されました。		
4 事業の目的	郷土資料館事業から自立したグループの育成支援を目的として、講座を継続して実施します。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	ふるさとガイドボランティアを養成する講座を開催しました。 周知方法：広報ひがしうら、町ホームページ 申し込み：資料館窓口 ＜平成29年度実施状況＞ 講座名「ふるさとガイドボランティア養成講座」全5回 定員20名、申込34名（うち新規受講者3名） 1回目：講義「乾坤院と水野一族」 2回目：講義「東浦の新田開発」 3回目：講義「古文書からみた東浦」 4回目：先進地研修「浜松城見学」 5回目：講義「東浦の観光について」 報償費：43,000円（講師謝礼3回分）		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	ふるさとガイドボランティア登録者数 ＜平成27年度＞35名（新規登録者3名） ＜平成28年度＞39名（新規登録者6名） ＜平成29年度＞39名（新規登録者3名）		
9 特記事項	ふるさとガイドボランティアの活動（町内文化財ガイド等） ふるさとガイド（申込みに応じ随時文化財ガイド）於大まつり文化財ガイド、於大のみちさくらガイド（八重桜の時期）、ふるさと散歩（町内6地区の文化財めぐり）、ふるさと講座（町内の歴史を学ぶ講座）		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算				
			264	219	対前年比(%)	295	対前年比(%)	324	対前年比(%)				
支 出	事業費	報償費	50	43	86.0%	43	100.0%	52	120.9%				
			0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0				
		その他	0	0	0	0	0	0	0				
		合 計	50	43	86.0%	43	100.0%	52	120.9%				
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部		○	いいえ		
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い		普通		低い			
			③事業効果が高い。			○ 高い		普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当		○ 改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当		改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			○ 適切		改善の余地あり					
12 評価の理由			② 町として、郷土の歴史や文化を住民の皆さんや来訪者に解説・案内する者を育成するための支援をする必要があります。										
			③ 郷土の歴史や文化を町内外の人に直接伝えることができるため、効果が高いです。										
			④ より多くのふるさとガイドボランティアを育成するために、講義内容の見直しが必要です。										
			⑤ 受益者負担はありません。										
			⑥ 専門の講師による生の声に直接その場で接することができ有効な手法です。										
13 事業を		拡大した場合	より多くのふるさとガイドボランティアを育成する機会が増えます。										
		縮小・廃止した場合	町内外の方に、郷土の歴史や文化を案内するふるさとガイドボランティアを育成できなくなります。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止		

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	30	担当課	生涯学習課
1 事業名	天白遺跡発掘調査事業		
2 総括評価 今後の課題	事業者の協力の元、土地区画整理事業の工期や全体事業費にあわせ、事業者と調整しながら発掘調査を実施することができました。平成30年度からは、発掘調査の成果をまとめた報告書を作成していきませんが、得られた成果を住民のみなさんに分かりやすく紹介できるよう、資料館での展示や現地での遺跡紹介方法を実施検討していきます。		
3 事業の背景	埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等の開発事業を行うにあたり、やむをえず埋蔵文化財を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行って記録を残すことが、文化財保護法により定められているため、緒川字天白地内の土地区画整理事業に伴い、造成工事前に埋蔵文化財（天白遺跡）の発掘調査を実施します。		
4 事業の目的	天白遺跡の発掘調査を行うことにより、東浦の歴史の記録を残し、新たな情報の蓄積や発信を図ります。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	文化財保護法第92条～108条、愛知県埋蔵文化財保護要綱		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	天白遺跡の発掘調査を実施しました。 <平成29年度実施状況> 調査面積：4,300.47㎡ 現地調査期間：平成29年6月から平成30年1月までの8ヶ月間 調査成果概要：弥生時代中期後葉（1世紀）から古墳時代終末期（7世紀）にかけての竪穴建物が約80棟見つかりました。竪穴建物は重複した状態で見つかり、長期間にわたる集落跡であったことが判明しました。特に弥生時代中期後葉から古墳時代前期中期（3～5世紀）の建物や遺物が多く見つかりました。 現地見学会：天白遺跡の発掘調査の成果を知ってもらい、東浦の歴史に触れる機会として、一般向けの現地見学会を開催しました。 平成30年1月13日（土） 参加者：228名 主な事業費：賃金14,962,759円（調査員1名・作業員19名） 発掘調査支援業務委託費49,449,960円（測量・掘削用重機・現場事務所等） ※発掘調査事業費については、開発事業者である土地区画整理組合が負担		
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	—		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
					対前年比(%)	69,166	対前年比(%)	6,474	対前年比(%)			
支 出	事業費	委託料			0	49,450	0	386	0.8%			
		消耗品			0	352	0	763	216.8%			
					0	0	0	0	0			
		その他			0	0	0	0	0			
		合 計	0	0	0	49,802	0	1,149	2.3%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	○	一部	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			○	高い		普通	低い		
			③事業効果が高い。				高い	○	普通	低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。			○	妥当		改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			○	妥当		改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			○	適切		改善の余地あり			
12 評価の理由			愛知県では、国・県開発事業は県教育委員会が、市町村・民間開発事業は市町村教育委員									
			② 会が発掘調査を行う役割分担となっており、発掘調査を行うにあたっては、地方公共団体が関与するよう指導されています。									
			③ 調査で得られた資料は、東浦の歴史を物語る資料として活用できます。									
			事前に試掘確認調査を行い、必要最低限の発掘調査面積を定め、事業費についても事業費									
			④ を縮小するため町で調査員・作業員を直接雇用するなど、土地区画整理事業の工期や全体事業費にあわせ、事業者と調整して調査を実施しました。									
			⑤ 事業費の負担について、開発事業者と協議して決定しており、妥当であると考えます。									
13 事業を			⑥ 重機・測量・測量結果の製図等専門知識を要する事業内容のため、それらの業務委託は適切です。									
13 事業を		拡大した場合	—									
		縮小・廃止した場合	—									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持		縮小	○	廃止	